

必要ある。さすが、この詔勅案を提出する理由アリたる、
哲學の基盤を定め、而五本柱の実部を割り、あこだ發展の策劃及び文出ひ向生の高興せる

桜木町駅における電車火災事故について

昭和26年4月25日

運輸省鉄道監督局

事故発生場所 国電、桜木町駅構内、横浜起点1糸764米500
 発生日時 昭和26年4月24日 13時42分
 列車番号 1271B 5両編成（モハ63756、サハ78188、モハ63796
 サハ78169、モハ63899）

電車所属 下十条電車区

焼失電車 全焼 モハ63756 一部焼損サハ78188

死傷者 死者 1名（内米兵3名、外國婦人1名）（重傷後死亡8名を含む）

（4月25日16時現在）

重傷 75名（内入院18名、その他4名は重傷）

死傷者合計 179名

事故概況

本電車横浜10分延滞、桜木町9分延著の予定で約35km/日の速度で進行中、場内信号機附近で上り線の架空線が燃えているのと、電力係員が数名居るのを認めたが下り線の架空線に異状を認めなかつたのでそのまま進行し、ガ11号(1)転てつ器が35km/日の制限であるので制動しガ11号(1)転てつ器上に差留つたとき突然屋根上から大きな火花を認めたため直ちに非常制動をとり停車した。

運転士は直ちに非常グラブを離したが運転台のみ降下せず間もなく運転台の天井から発火したので客室を見たところ天井附近一画火の海と化し客室に入ることができないので運転台海側のドア一から降車して1、2両目間の連結器上に乗り2両目のドアを手動で開けた。

1両目から2両目へ延焼して来たので折柄便乗中の東洋奈川電車区員の手力で2、3両目の連結器を開放して東京方に3両を移動した。

1両目の電車は火廻りが非常に早かつたため多數の死傷者を生ずるに至った。
 原因 因電力工事が吊架線の碍子を交換作業中に認つて吊架線を接地断線させ、このため架線が弛緩したので電力工手が信号機所に急報したが間に合わず折柄1271B電車が進入ガ11号(1)転てつ器附近でパンダジテアが架線に引掛り倒し架線が車体に地氷張火したものと認められる。

今後の対策

イ、車両間の往来が自由に出来るようにする。そのため普通の列車のように幌をつけてあるなくないようにする。

ロ、左右両側の扉は各々単独にて手で開けられるようにならしめるのでその表示をして乗客の協力を求めるようにしたい。

又各電車には床下に2個のコックがありこれを引くとその電車の扉が全部手で開けられるようになつてるので今後万一の場合には車の外に居るもののが誰れでも容易に操作出来るように改造する。

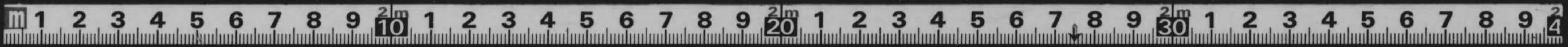
ハ、出来るだけ早い機会に天井を鉄板で張ることにする。

ニ、非常の場合椅子や乗客が運転士及び車掌へ危険を知らせるためアーチキッヂを設置する。

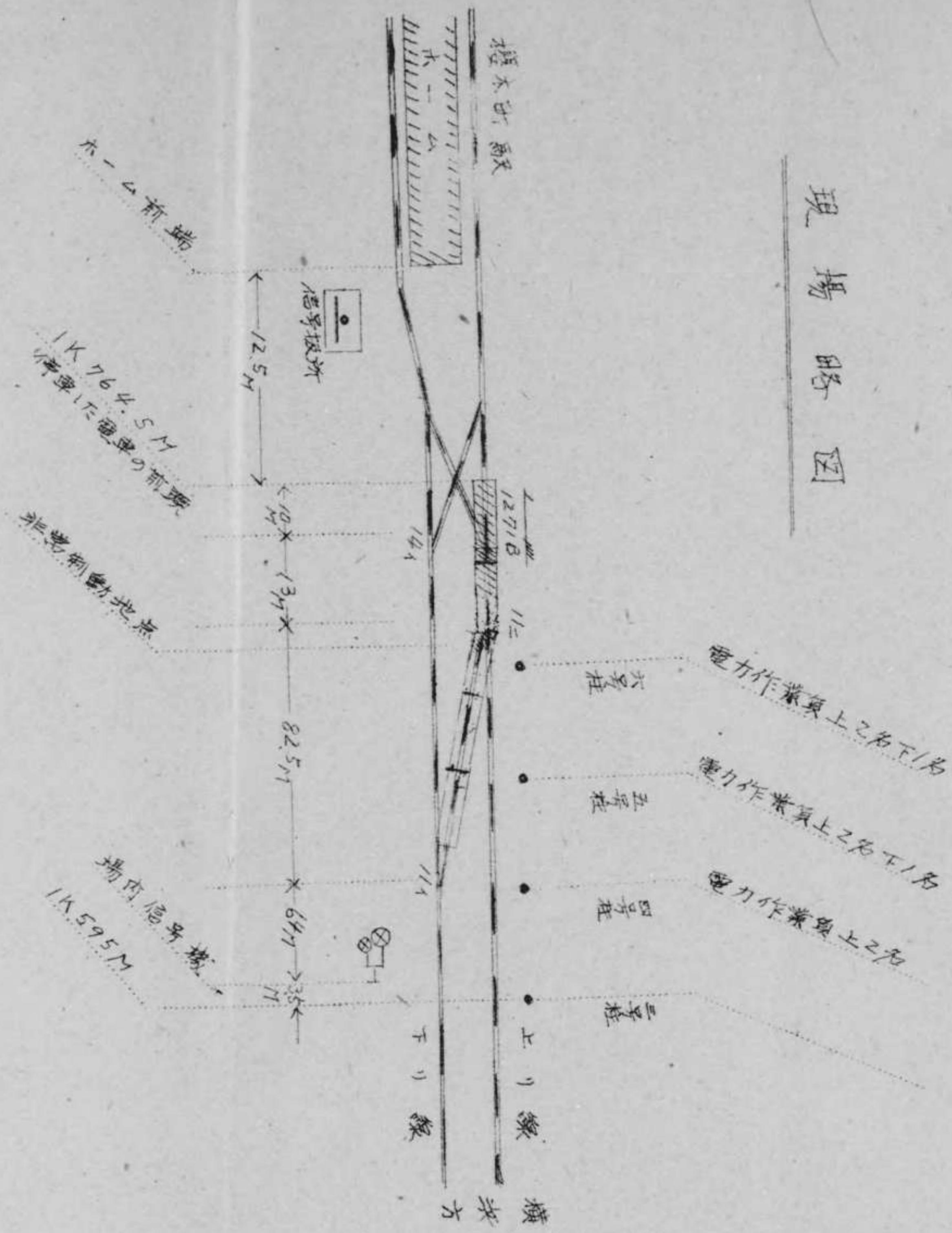
ホ、架線に電力を供給しているキ電等又は送電区の高速遮断器の性能改良に一層力を入れる。

ヘ、列車運転に危険を及ぼすおそれのある工事を行う際は列車隔壁に万全の措置を講ずる。

支那事務
支那事務
支那事務



現場圖



裏面白紙